

佐野市地区活性化計画

栃木県佐野市
栃木県

平成20年6月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	佐野市地区活性化計画	都道府県名	栃木県	市町村名	佐野市	地区名	佐野市	計画期間	平成20年度～平成22年度
-------	------------	-------	-----	------	-----	-----	-----	------	---------------

目 標 :
本市においては、現在約775ha(2005農林業センサス)の耕作放棄地が存在している。耕作放棄地の解消を図るため、管内の全耕作放棄地の実態を全数調査し「農地」・「非農地」に振り分けを行った上で、「農地」については耕作放棄地解消計画を速やかに策定し、担い手への利用集積等を推進する。

目標設定の考え方
地区の概要:
本市は、稲作等農業が重要な産業となっているが、近年の農業者の減少・高齢化等により耕作放棄地が増加している。

現状と課題
近年、農業者の減少・高齢化、農産物価格の低迷等を背景に耕作放棄地が増加している中、地域農業の振興を図るため、耕作放棄地の解消及び有効活用を図ることが喫緊の課題となっている。

今後の展開方向等
「農地」については、基本的に担い手への利用集積、企業等新規参入の促進、畜産利用等営農再開を推進する一方、担い手が不在等の地域においては、市民農園・景観作物の植栽等保全管理を推進することにより、地域農業の振興、ひいては地域の活性化を図る。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
佐野市	佐野市全地区	遊休農地解消支援(遊休農地解消支援)	佐野市農業委員会	有	二	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

佐野市全地区(栃木県佐野市)	区域面積	35,607ha
区域設定の考え方		
<p>法第3条第1号関係： 当該地域の総面積（35,607ha）に対する農林地面積（13,372ha）の割合は37.6%を占め、また、全就業者数に対する農林漁業従事者数の割合は4%を占めるなど、農林漁業が重要な事業の地域である。 また「佐野市農業振興整備計画」において農林漁業の振興を位置づけているなど、農林漁業が重要な事業の地域である。</p>		
<p>法第3条第2号関係： 近年、農業者の高齢化・後継者の減少などが重要な課題である中、都市住民等の定住等の促進は当該地域の活性化を図る上で重要な手法である。</p>		
<p>法第3条第3号関係： 当該地域は当該市において市街化区域を設定しており、今回市内全域で実態の把握を行う場合、市内全域（市街化区域を除く）</p>		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(1)	土地所有者		権利の種類(1)	土地所有者		農地(2) 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期(農林水産省令第2条第4号ニ)

--

【記入要領】

- 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- 「種別」には(3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等	設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(3)	
	設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(4)	
	設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(5)	
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項	農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(6)	
	その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(7)	

1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

耕作放棄地の実態調査を終了した翌年度以降、耕作放棄地解消計画に基づき担い手への利用集積等が推進されたかどうか速やかに検証する。

【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。